

<今回募集における主な変更点>

1. PDの募集要項・申請書についての変更点

募集要項

○申請資格について、博士の学位取得を必須とする。

・平成25年度から周知を図っているとおり、平成30年度採用者分より、学位に係る要件を平成30年4月1日時点で博士号取得後5年未満の者のみ^{*}といたします。そのため、学位未取得である満期退学者、および標準修業年限を超えて博士課程に在学する者についてはPDの申請資格はありません。

※平成25年4月2日以降に学位を取得した者。申請時には、取得見込みでも良い

○受入研究機関等の選定について、目的および要件を明示し、ガイドラインを公開する。

・平成29年度採用分の募集より方針および運用について変更はありませんが、改めて受入研究機関移動を申請資格とする目的を明示しました。併せて、申請者側の理解を助けるために、本会ホームページにて「研究機関移動に関するガイドライン」を公開いたしました。

申請書

○受入研究室選定理由書（特例措置希望）の名称変更

・平成29年度採用分の募集より様式内容に変更はありませんが、受入研究室選定理由書（特例措置希望）について、様式の名称を「特例措置希望理由書」と変更いたしました。

○住所の項目の削除

・平成29年度採用分の募集まで住所について申請書の項目としていましたが、個人情報保護の観点から申請書から住所の表記を削除いたします。なお、住所等の連絡先情報については本会からの連絡や書類の発送等に使用することから、引き続き電子申請システムにて入力していただきます。また、併せて連絡先の変更について申請者本人が電子申請システムにて随時行うことが可能となりました。

2. DCの募集要項・申請書についての変更点

募集要項

○満期退学者、標準修業年限を越えて博士課程に在学する者についての記述を削除

・平成29年度採用分の募集まで満期退学者、標準修業年限を越えて博士課程に在学する者についてPDへ申請するように促していましたが、PDでの申請資格の変更と併せて該当の記述を削除いたしました。

申請書

○住所の項目の削除

・PDと同様にDCにおいても住所を申請書の項目から削除いたします。付随する事項についても同様です。